

吹田市健康増進広場整備方針等検討会設置要領

(目的)

第1条 吹田操車場跡地土地区画整理事業内の健康増進広場における整備方針等に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市健康増進広場整備方針等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進広場の整備方針に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、委員6人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちそれぞれ市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツビジネス又はマーケティングに関し識見を有する者
- (3) 国立研究開発法人国立循環器病研究センターの職員
- (4) 地方独立行政法人市立吹田市民病院の職員

3 委員の選任期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、市長が招集する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第5条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市整備部吹田操車場跡地まちづくり室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の構成及び運営に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。